

欧州議会規則(EU)2022/1854

2022年10月6日

エネルギー価格の高騰に対処するための緊急介入 について

朴勝俊仮訳(2023年3月14日)

※〔括弧〕内は訳注である

欧州連合閣僚理事会(The Council of the European Union)

は、

欧州連合の機能に関する条約、特にその第122条(1)に
留意しつつ、

欧州委員会の提案を踏まえて、

ただし〔以下に列挙する点を考慮して〕、

(1) 2021年9月以降、電力市場で以上な価格高騰が観測
されている。欧州議会と理事会の規則(EU)2019/942に
よって設立されたEUエネルギー規制協力機関(ACER)
^[1]が2022年4月のEU卸売電力市場設計の最終評価で示
したように、これは主に発電燃料として使われるガスの価
格高騰の結果である。天然ガス火力発電所は、日中の電力
需要が最も高いときや、原子力や水力、変動性再生可能エ
ネルギーなど他の技術による発電量では需要をまかない
きれないときに必要となることが多い。2022年2月以降、
エネルギー共同体条約^[2]の締約国であるウクライナに対す
るロシアの侵略戦争が激化し、ガスの供給量が著しく減少
している。また、ロシアのウクライナ侵攻により、発電設
備で使用される石炭(hard coal)や原油などの供給も不安定
になっている。その結果、電力価格はさらに大きく上昇し、
変動している。

(2) 最近のガス供給量の大幅な低下と、ロシアからのガ
スの供給断絶の頻発は、近い将来、ロシアのガス供給が完
全に停止するという重大なリスクを示している。EUの
エネルギー供給の安全性を高めるため、理事会は規則(EU)
2022/1369^[3]を採択し、2022年8月1日から2023年3月
31日までの間、〔加盟国が〕天然ガス需要を少なくとも

15%自主的に削減することを規定するとともに、理事会が
ガス供給の安全性に関する欧州連合警告を宣言し、欧州連
合全体でのガス需要の削減を義務付けることができるこ
ととした。

(3) これと並行して、2022年の夏に観測された異例の高
温が冷房用電力需要を押し上げ、発電側への圧力となった。
他方で、特定の技術による発電量は、技術上・気象上の状
況変化によって過去のレベルを大幅に下回った。これは主
に、例外的な干ばつによって引き起こされたものである。
(i) 利用可能な冷却水の不足により、さまざまな加盟国の
原子力発電所による発電量が不足したこと、(ii) 水力発電
量が不足したこと、(iii) 主要河川の水位が低く、発電燃料
として使用する物資の輸送に悪影響を及ぼしたこと、など
である。このような未曾有の事態の中で、天然ガス火力発
電所の発電量は高止まりし、電力卸売価格は異常に高騰し
た。一部の加盟国では発電能力が低下したが、加盟国間の
電力取引は供給安全保障をおびやかす事象の回避に役立
ち、欧州連合の諸市場における価格変動の緩和に貢献し、
価格ショックに対する各加盟国の回復力を高めている。

(4) 電力卸売市場における価格高騰は、電力小売価格の
急騰につながり、今度の暖房シーズンに向けて徐々に多く
の消費者の契約に浸透していくと予想される。ガス価格の
高騰とそれに伴う代替燃料の需要増は、原油や石炭など他
の商品価格の上昇にもつながった。

(5) すべての加盟国が、程度の差はあるにせよ、現在のエ
ネルギー危機から悪影響を受けた。エネルギー価格の大幅
な上昇は、ユーロ圏の全般的なインフレを引き起こし、EU
の経済成長を鈍化させる要因となっている。

(6) したがって、欧州連合レベルでの迅速かつ協調的な
対応が必要である。電力価格と最終需要家の電気代がさら
に持続不可能な水準に達し、加盟国が協調性のない国内対
策を採用し、欧州連合レベルでの供給安全保障が脅かされ、
欧州連合の産業と消費者にさらなる負担がかかるリスク
は、緊急介入の確立によって一時的に緩和することができ

るだろう。加盟国間の連帯の精神に基づき、財政の持続可能性を維持しつつ、エネルギー価格高騰の影響を緩和し、現在の危機が消費者と経済に長期の損害をもたらさないようにするためには、2022～23年の冬季に加盟国が協調して努力することが求められる。

(7) 現在のガス供給の途絶や、一部の発電所の稼働率低下、およびそれがガス・電気料金にもたらす影響は、欧州連合機能条約 (TFEU) 第 122 条 (1) にいうガス・電気エネルギー商品の供給に関する深刻な困難に該当する。2022～23年の冬季にガスの供給がさらに途絶え、冬の寒さがガスと電気の需要を押し上げる場合には、状況がさらに悪化する深刻なリスクがある。このような状況がさらに悪化した場合、ガスやその他のエネルギー商品の価格上昇圧力が高まり、それが結果として電力料金に影響を与える可能性がある。

(8) ロシアのウクライナに対する侵略戦争と、それに伴って遂行されているハイブリッド戦争という文脈で、エネルギー市場の主要プレイヤーの一つが引き起こした人為的ガス供給削減は、エネルギー市場の混乱を引き起こしているため、それがもたらした危機的状況によって、消費者と企業が耐え難い影響を受けることを防ぐための、緊急かつ一時的で例外的な一連の経済対策の採用が求められている。この危機的状況に迅速に対処しなければ、インフレや、市場運営者の資金繰り、そして経済全体に対して、深刻な悪影響をもたらされる可能性がある。

(9) 電力価格の大幅な上昇と家庭および産業界への悪影響を防ぐために、欧州連合規模の結束的でよく調整された対応が必要である。各国の対策が非協調的であれば、域内エネルギー市場の機能に悪影響がおよび、供給の安定性が脅かされ、危機の影響を最も強く受けている加盟国においてさらなる価格上昇が生じる可能性がある。したがって、域内電力市場の整合性を守ることは、加盟国間の必要な連帯を維持し、強化するために極めて重要である。

(10) ロシアのガス供給の途絶とそれによる価格上昇に

よって一部の加盟国はより大きな影響を受けるであろうが、すべての加盟国は適切な需要削減策をとることによって、そのような途絶による経済的損害を抑制することに貢献できる。電力市場は連動しており、ある加盟国での節約は他の加盟国にも利益をもたらすため、各国レベルでの電力需要の削減は、EU 全体の電量価格に好ましい影響を与えうる。

(11) 再生可能エネルギーや原子力、褐炭などの限界費用〔安い順に供給された電力の、最後の 1 単位の燃料費〕の安い電源〔「限界未満電源 (inframarginal generators)」〕が発電する電力の市場収入に対してキャップ (上限) が課されたとき、〔各国間で〕調整がなされていなければ、連合内の発電事業者の間で著しい歪みが発生しうる。なぜなら発電事業者は欧州全体で、接続された電力市場で競争しているためである。限界未満電源からの市場収入に連合全体で上限を設けることを約束すれば、このような歪みを回避することができるであろう。さらに、財源が有限であるために全ての加盟国が同じ程度に消費者を支援できるわけではないが、また一方で、一部の発電事業者は大幅な過剰収入を享受し続けている可能性がある。市場収入に対する連合全体のキャップによって加盟国間の連帯を発揮することは、加盟国にとって家庭や中小企業 (SMEs)、エネルギー集約型産業といった電力の最終消費者を支援するための措置の財源となる収入を生み出すと同時に、連合全体の各市場における価格シグナルを保ち、国境を越えた取引を維持するであろう。

(12) ガスや電気の小売価格が極端に高騰していることから、消費者を保護するための各国政府の公共的な介入が特に重要となっている。しかし、ガス供給不足が電力価格に与える影響や、政府予算による支援策の財源調達の可能性は、加盟国によって異なる。十分な資金を持つ一部の加盟国だけしか消費者や供給者を保護できないのであれば、単一市場に深刻な歪みをもたらされることになる。過剰収入を消費者に引き渡す義務が一律であれば、すべての加盟国が消費者を保護できるようになる。エネルギー価格に好ましい効果が現れれば、相互接続された欧州連合エネルギ

一市場にも好まし効果がおよび、物価上昇率の抑制にもつながる。したがって、ひとつの加盟国で採用された措置は、相互接続された連合市場においては、連帯の精神に適ったかたちで、他の加盟国にもプラスの効果を及ぼすであろう。

(13) 現在の状況では、欧州連合レベルの行動として、原油および天然ガス、石炭、精製部門で活動する欧州連合の企業や恒久的施設（欧州連合加盟国によって課税される外国企業の施設）に対して、連帯負担金(solidarity contribution)を導入し、エネルギー価格高騰が公共機関の予算や、欧州連合全体の最終消費者や企業に及ぼす経済的悪影響を軽減させることが適切と考えられる。この種の連帯負担金は例外的で、厳格に一時的なものであるべきである。

(14) 連帯負担金は、不測の事態が発生した場合に過剰利益が生じるのを防ぐ適切な手段である。原油や天然ガス、石炭、精製部門で営業する欧州連合の企業や恒久的施設が、エネルギー市場における予測不可能な出来事が起こらない通常の状況下で獲得しえたか、獲得できると予想しえた通常の利益は、この〔過剰〕利益には該当しない。したがって、連帯負担金の導入は、エネルギー価格の高騰によって重大な影響を受けた家庭や企業に財政的支援を行うための追加資金を各国当局が、連帯の精神に適った形で調達することを可能にする共同的で調整された措置であるとたほう EU 全域での公平な競争条件を確保するものである。この措置は、各加盟国が関係企業に対して課す通常の法人税と並行して適用されるべきである。

(15) エネルギー政策分野間の一貫性を確保するために、本規則に規定される複数の措置は、互いに補強しあい、ひとつの相互依存的なパッケージとして機能すべきである。すべての加盟国は、市場収入キャップから生じる余剰収入と、エネルギー価格の低下に寄与する電力需要の削減、および石油や天然ガス、石炭、精製部門で活動する欧州連合の企業や恒久的施設に課せられる連帯負担金の収入によって、的を射た方法で消費者を支援できるはずである。同時に、需要の減少は、欧州議会と理事会の指令（EU）2019/944^[4]に示された目的にかなって、供給安全保障に対

するリスクの低減という点でもプラスの効果をもたらすはずである。

(16) したがって各加盟国はすべての消費者の総電力消費量を削減するよう努めるべきである。これらには、スマートメーター等を備えておらず、一日の特定の時間帯の電力消費量を監視できない消費者も含まれる。

(17) 発電用の燃料備蓄を維持するために、またガス火力発電が限界価格に特に大きな影響を与えている、電力価格が最も高い時間帯や、電力消費量が最も多い時間帯に特に対処するために、各加盟国は特定されたピーク時間帯の総電力消費量を削減すべきである。

(18) ピーク時間帯の典型的な電力消費プロファイルに基づけば、ピーク時間帯の義務的需要削減目標を 5% とすれば、時間帯ごとの需要削減オファー（独立アグリゲータによるものも含む）によって柔軟性を提供できる消費者に対して、加盟国はより具体的に取り組むこととなるであろう。定められた時間帯における電力需要を積極的に、少なくとも 5%削減することは、燃料消費の削減と、時間帯別の需要の円滑な再配分に寄与し、時間帯別の市場価格に影響を与えるであろう。

(19) 各国の特殊性を反映して、加盟国は、需要削減目標を達成するための適切な措置を選択する裁量権を有するべきである。電力需要削減策の設計にさいしては、加盟国は、2020 年 7 月 8 日の欧州委員会のコミュニケーション「気候中立経済への電力供給、エネルギーシステム統合のための EU 戦略」で示された EU の電化目標を損なわないように、措置の設計をすべきである。電化は、EU の化石燃料依存度を下げ、EU の長期的な戦略的自律性を確保するための鍵である。なぜなら、それは今回のエネルギー危機の規模を抑え、将来のエネルギー危機を防止することにつながるからである。総電力消費量を削減するための対策としては、各国の意識向上キャンペーンや、電力システムの状況予測に関する的確な情報公開、不要不急のエネルギー消費を制限する規制措置、ないしは電力消費削減のため

の的確なインセンティブ措置などが考えられる。

(20) ピーク時間帯の適切な需要削減対策を特定するさいには、加盟国は特に、経済的に効率的な方法で消費削減のインセンティブを与えることができるオークションや入札制度などの、市場ベースの対策を検討する必要がある。効率性を確保し、実施を迅速なものとするために、加盟国はデマンドレスポンスを発展させるために、既存のインシニアチブを利用したり、既存の仕組みを拡大させたりもできる。国家レベルでとられる措置には、影響を受ける市場参加者に対する金銭的インセンティブや補償も含まれる。これは、予想される通常の消費に比べて、顕著な需要削減が達成された場合に与えられるものである。

(21) この規則が意図する必要な需要削減を実施する加盟国を支援し、指針を与えるために、欧州委員会は加盟国間のベストプラクティスの共有を促進すべきである。

(22) 電力価格の異常な急騰が起り、将来さらに価格上昇が起こる危険が切迫しているため、加盟国は、迅速な価格引き下げを促進し、化石燃料の使用を最小限に抑えるために、総電力消費量の削減を達成するために必要な措置を、直ちに確立すべきである。

(23) 前日卸売市場〔スポット市場〕では、最も安価な発電設備が最初にディスパッチ（起動）されるが、市場参加者全員が受け入れる価格は、市場が清算された時点で、需要をカバーするために必要だったうちの最後の発電設備によって、すなわち限界費用の最も高い発電設備によって決まる。最近のガスと石炭の価格高騰によって、ガス火力発電所と石炭火力発電所が前日卸売市場で入札する価格が、例外的かつ持続的に上昇している。これらは、電力需要を満たすために必要な電源のうち、最も限界費用が高いものとなることが多いため、欧州連合全体で前日市場の価格が例外的に高くなったのである。

(24) 前日市場の価格は、他の卸売電力市場の価格の参考にされている。また、すべての市場参加者が需給一致価格

(clearing price)を受け入れるという事実がある。そのため、2022年2月のロシアのウクライナへの軍事侵攻以来、限界費用が著しく低い発電技術は、その投資を決定したときに予想されたよりも、はるかに巨額の収入を記録し続けている。

(25) 消費者が極度の高価格にさらされ、それがEU経済にも悪影響を及ぼしている現状では、EU域内での電力販売によって獲得される市場収入に一時的なキャップを適用することによって、限界費用の低い発電者が得る例外的な市場収入を制限することが必要である。

(26) 市場収入に対するキャップ適用が迂回されることを防ぐために、加盟国は、発電者が企業グループの一員であるような状況でも、市場収入キャップが効果的に適用されるよう、効果的な措置を講じるべきである。

(27) 市場収入キャップの水準は、その適用を受ける（再生可能エネルギー事業者を含む）事業者の、投資コストや運転コストを回収する能力を損なうべきではなく、また脱炭素型で信頼性の高い電力システムが必要とする設備容量に対する将来の投資を維持し、促進しうるものとするべきである。EU全域で一律の市場収入キャップは、特に再生可能エネルギーについては、異なる技術に基づく発電者間の価格競争を維持することになるので、域内電力市場の機能を維持するうえで最も適している。

(28) 確かに、時おり短期的にピーク価格が生じることは電力市場の正常な特徴と考えられ、一部の投資家にとっては発電設備投資の回収に役立つと考えられる。しかし2022年2月以降に観測された例外的で持続的な価格上昇は、たまたまピーク価格が生じるような通常の市場の状況とは著しく異なっている。したがって市場収入キャップは、ロシアのウクライナ侵略戦争以前における、電力需要が最も大きくなる時間帯の電力価格の平均的水準について、市場参加者の合理的な期待を下回る水準に設定されるべきではない。2022年2月以前においては、欧州連合内の地域によって電力価格に差があったものの、電力卸売市場におけ

るピーク価格の平均は過去数十年間にわたって、欧州連合全体で 1MWh あたり 180 ユーロ [0.18 ユーロ/kWh] を大幅に、かつ一貫して下回るものと予想されていた。市場参加者の初期投資は、ピーク時間帯の価格は平均的にはこの水準より低くなるとの予想のもとに行われたため、市場収入キャップを 1MWh あたり 180 ユーロとすれば、当初の市場予想を大きく上回る水準となる。投資家が合理的に予想しえた価格でのマージンを残すことによって、市場収入キャップが当初の投資採算性評価をくつがえすことのないようにする必要がある。

(29) さらに、1MWh あたり 180 ユーロという市場収入キャップは、妥当なマージンを含めても、関連する発電技術の現在の平準化エネルギーコスト (LCOE) よりも常に高く、これが適用される生産者はその投資費と運転費を回収できる。市場収入キャップ制は、妥当な LCOE と市場収入キャップとの間にかなりのマージンを残しているため、新規の限界未満電源に対する投資を損なうことはないと思われ。

(30) 市場収入キャップは、プロジェクトの当初の期待収益性に大きな悪影響を与えないように、(フィードイン・プレミアムのような他の潜在的な収入源を含む) 総発電収入ではなく、市場収入に対して設定されるべきである。電力取引の契約形態にかかわらず、市場収入キャップは実現された市場収入のみに適用されるべきである。これが必要なのは、現在の高い電力価格から実際に利益を得ていない発電者が、卸売電力市場の変動に対して収入をヘッジしていたせいで不利益を受けるようなことがないようにするためである。したがって、再生可能エネルギー電力購入契約 (RE-PPA) や、その他の電力購入契約 (PPA)、フォワードヘッジなどの、既存のあるいは将来の契約上の義務によって、発電による市場収入が市場収入キャップの水準まで高まっても、そうした収入はこの規則によって影響を受けずにまますべきである。したがって市場収入キャップを導入する措置が、市場参加者がそのような契約上の義務を負うことを妨げるようにすべきではない。

(31) 取引の決済時に市場収入キャップを適用することは効率的かもしれないが、例えば加盟国ごとに、あるいは時間枠ごとに、卸売電力市場の仕組みが異なるなどの理由で、それは必ずしも可能ではないかもしれない。各国の特殊性を考慮し、各国レベルでの市場収入キャップの導入を容易にするために、電力取引の決済時点でこれを適用するか、あるいはそれ以降の時点でこれを適用するかを決める裁量権を、各加盟国が有するべきである。また各加盟国は、最終電力消費者への支援策を事前に実施し、事後的に市場収入を回収できるような自由を有するべきである。欧州委員会は、その措置の実施について加盟国にガイダンスを提供すべきである。

(32) 市場収入キャップは、例えば風力や太陽光、原子力、褐炭など、限界費用が市場収入キャップよりも低い技術に適用されるべきである。

(33) 市場収入キャップは、ガス火力発電所や石炭火力発電所などの、発電燃料の価格に関連する限界費用が高い技術には適用されるべきではない。なぜなら、それらは運転コストが市場収入キャップよりも大幅に高く、それが適用されれば経済的生存能力が損なわれるためである。ガスの消費を全体的に減少させるインセンティブを維持するために、ガス火力発電所と直接競合して電力システムに柔軟性を提供する技術や、デマンドレスポンスや蓄電のように機会費用に基づいて電力市場に入札する技術に対して、市場収入キャップを適用すべきではない。

(34) 市場収入キャップはバイオメタンなど、天然ガスの代替となる燃料を用いる技術には適用すべきではない。これは、特に 2022 年 5 月 18 日の REPowerEU 計画に関する委員会コミュニケーション (「REPowerEU 計画」) で定められた REPowerEU 目標に沿った、既存のガス火力発電所の転換を危うくしないようにするためである。

(35) 革新的な技術開発のインセンティブを維持するために、市場収入キャップは実証プロジェクトには適用すべきではない。

(36) 一部の加盟国では、固定価格買取制度(FIT)や双方向差額決済契約(CfD)など、加盟国や公共の措置によって、一部の発電設備から得られる収入にはすでに上限が設定されている。これらの発電設備は、最近の電力価格の高騰による増収の利益を受けていない。したがって、それらの加盟国による、現在のエネルギー危機への対応として採用されたわけではない措置の対象となっている既存の発電者は、市場収入キャップの適用を除外されるべきである。同様に、市場収入を得ても、それが公的機関による他の規制措置によって消費者にじかに移転されることになっている発電者には、市場収入キャップは適用されるべきではない。

(37) 市場収入キャップを効果的に執行するために、発電者や仲介者、関連市場参加者は、加盟国の主管当局と、必要に応じて系統運用者や、指名された電力市場運用者に対して、必要なデータを提供する必要がある。加盟国の管轄当局(competent authority)にとって、市場収入キャップの執行を確保すべき個々の取引の数が多いことを考慮するならば、これらの当局が市場収入キャップの計算のために合理的な推定値を用いることもできるようにすべきである。

(38) 市場収入キャップを適用することで、市場参加者の調整力(balancing energy)の提供や、再給電(redispatching)および逆取引(countertrading)のインセンティブに悪影響を及ぼしうる状況に対処するため、調整力市場での電力販売や、再給電・逆取引の金銭補償から得られる市場収入にキャップを適用しないことを、加盟国が決定できるようにすべきである。

(39) 供給安全保障の懸念を考慮し、市場収入キャップを超えた余剰収入の10%を、発電者が保持できるような形で、加盟国が市場収入キャップを設定できるようにすべきである。

(40) 電源の構成やコスト構造は加盟国間で大きく異なる

ため、加盟国は特定の条件のもとで、自国の危機管理措置を維持または導入することが認められるべきである。

(41) 特に加盟国は、市場収入キャップが適用される発電者の収入をさらに制限する可能性を保持すべきであり、また石炭火力発電の価格は一部の加盟国では限界電源の価格よりも著しく低い可能性があるため、石炭で発電される電力の販売から得られる市場収入に特定の上限を設定できるようにすべきである。法的確実性を確保するために、EU全体の市場収入キャップが適用される生産者以外に対しても市場収入の制限を行うような自国の危機対応措置を、維持または導入することも加盟国に認められるべきである。

(42) 供給の安定を確保するため、加盟国はEU全体の市場収入キャップの対象となる生産者に対して、投資費と畝田費がEU全体の市場収入キャップを上回る場合には、より高い市場収入キャップを設定することができるようにすべきである。

(43) 危機に伴って電力価格差が拡大したことによって、入札ゾーンをまたぐ貿易フローが増加したため、一部の加盟国では混雑料金がかなり増加した。混雑所得収入は、欧州議会と理事会の規則(EU) 2019/943^[5]の第19条(2)に示された優先目標を実現するために引き続き配分されるべきである。しかし、加盟国には例外的に、適切に正当化された場合において、規制当局の管理の下で、残余収入を同規則の第19条(3)に言及された目的にのみ使用するのではなく、最終電力需要家にじかに分配する可能性が与えられるべきである。

(44) 市場収入キャップを適用しても、他国からの電力輸入依存に関わる事情によって、すべての加盟国が同じ程度に最終消費者を支援できるわけではない。連帯の精神に沿って、電力の純輸入量が100%以上の加盟国が、余剰収入を輸出の多い主要加盟国と共有する協定にアクセスできるようにすべきである。このような連帯協定は、特に不均衡な取引関係を反映するためにも奨励される。

(45) 電力部門の商慣行や取引慣行および規制の枠組みは、化石燃料部門とは著しく異なる。市場収入キャップは、2022年2月以来のガス供給の途絶がなく世界のサプライチェーンが正常に機能した場合に、発電者が期待しえた市場結果を模擬することを目的としているため、発電者に関する措置は発電による収入に適用されるべきである。それに対して一時的な連帯負担金は、石油や天然ガス、石炭、精製部門で活動する欧州連合の企業や恒久的施設の収益性が、前年以前と比較して大幅に高まっていることに対応しているため、その利潤に適用されるべきである。

(46) 加盟国は、電力分野の市場収入キャップの適用から生じる余剰収入が、電力最終消費者に確実に渡されるようにして、異例の電気料金高騰の影響を緩和すべきである。余剰収入は、電気料金高騰の影響を特に強く受けている家庭や企業を含む消費者に振り向けられるべきものである。ここに提案される措置がなければ、裕福な加盟国だけが消費者を保護するための財源を持つことになり、域内市場に深刻な歪みをもたらされる危険性がある。

(47) キャップからの収入は、所得移転や、電力請求書に対する払い戻し、原価割れで供給する供給者に対する補償、および（特に化石燃料で発電された電気の）消費の構造的な削減につながる投資など、様々な措置に対して加盟国が資金を提供するのに役立つはずである。非家庭需要家に対する支援は、例えば再生可能エネルギーの電力購入契約（PPA）や直接投資など、再生可能エネルギーを含む脱炭素技術への投資や、エネルギー効率化（省エネ）への投資を通じて行われるようにすべきである。

(48) 原理的には、電力供給の価格設定に対する公的介入は市場攪乱的な措置となる。したがって、そのような介入は公共サービス義務としてのみ実施することができ、特定の条件を満たす必要がある。現在、指令（EU）2019/944に基づき、家庭や零細企業に対しては規制価格が可能であり、エネルギー貧困層や脆弱な顧客に対しては原価割れを含む価格規制が可能である。しかしながら、現在の異例の電

気料金の高騰の中で、各加盟国が消費者支援のために利用可能な措置の工具箱は、規制価格を中小企業まで拡大できるようにし、原価割れの規制価格を許可することによって、一時的に拡大されるべきである。こうした措置の拡大の財源は、市場収入キャップによって賄うことができよう。

(49) 原価割れの規制小売価格は、供給者を差別したり、供給者に不当なコストを課したりしないことが重要である。したがって供給者は、規制価格で供給するために発生したコストに対して、政府補助金規則（State aid rules）の適用を妨げることのない形で、公正な補償を受けるべきである。原価割れの規制価格のコストは、市場収入キャップの適用から生じる収入によって賄われるべきである。消費者のエネルギー需要を満たしつつ、このような措置が電力需要を増加させることを避けるために、低コストでの規制価格は、一定限度までの消費量しか対象としないようにすべきである。「最後の供給者」制度と、加盟国による「最後の供給者」の選択は、本規則の影響を受けないままであるべきである。

(50) 石油や天然ガス、石炭、精製などの分野の事業から売上高の75%以上を得ている欧州連合の企業や恒久的施設は、コスト構造を大幅に変更したり投資を増やしたりすることなく、ロシアのウクライナ侵攻戦争や、エネルギー供給の減少、記録的高温による需要増という、突発的かつ予測不能な状況によって利益が急増した。

(51) 一時的な連帯負担金は、不測の事態の結果として過剰利益を得た関連企業が、域内市場におけるエネルギー危機からの改善のために相応の貢献をすることを保証する再分配措置として、機能するはずである。

(52) 一時的連帯負担金の算定ベースは、二国間条約ないしは加盟国の国内税法で定められた、石油や天然ガス、石炭、精製部門で活動する、欧州連合内の課税対象居住者である企業および恒久的施設の、2022年1月1日以降と2023年1月1日以降に始まる〔2つの〕会計年度の、全期間の課税利益である。配当された企業利益のみに課税する加盟

国は、配当されたか否かにかかわらず、計算された利益に一時的連帯負担金を適用すべきである。会計年度は、加盟国の国内法で定められている規則を参照して決定される。

(53) 2018年1月1日以降に始まる4つの会計年度に生じた平均課税利益の二割増しを超える、2022年と2023年に生じた利益のみが連帯負担金の対象となる。

(54) このアプローチにより、ロシアのウクライナ侵略戦争後のエネルギー市場の予測不可能な展開によって増えたわけではない利潤の一部を、エネルギー集約産業を含む、この問題に関連する欧州連合の企業や恒久的施設が、将来の投資のために、あるいは現在進行中のエネルギー危機における財務安定性を確保するために、使用できることが保証されるであろう。算定ベースを決定するこのアプローチにより、異なる加盟国における連帯負担金が釣り合ったものになること保証されるであろう。同時に、最低負担率の設定は、連帯負担金が公正かつ比例的であることを保証するものでなければならない。加盟国は、その連帯負担金について33%より高い負担率を適用する自由を維持すべきである。これによりかかる加盟国は、自国の法制度の下で受け入れられ、適切であると考えられる好ましい負担率を設定することができるはずである。

(55) 加盟国は、本規則に規定される連帯負担金の完全な適用を確保するために必要な措置を講じ、また連帯負担金を計算するために、国内法における必要な調整を行うべきである。それは特に、(連帯負担金を相殺することできる純売上をベースにすることを含む) 連帯負担金の適時徴収を保証するために、また連帯負担金の損金算入の可能性や不可能性に対応するために、あるいは前会計年度の損失の処理に対処するために、である。また、2022年や2023年に設立された企業については、会計年度が短いことに対して一貫した処理をするためであり、事業再編や合併に対応するためである。

(56) 連帯負担金は以下の用途に使用されるべきである。
i) エネルギー価格高騰の影響を緩和するための、最終エネ

ルギー消費者に対する、とりわけ脆弱な家庭に対する財政支援措置、ii) エネルギー消費削減を支援するための財政支援措置、iii) エネルギー集約産業の企業を支援するための財政支援措置、およびiv) EUのエネルギー自給力を高めるための財政支援措置に使用されるものとする。また加盟国は、一時的連帯負担金の収入の一部を共通資金(common financing)に割り当ててを認められるべきである。これらの措置には、加盟国の予算編成プロセスを考慮するために、相当な柔軟性が必要である。

(57) 以上の目的のために収入を使用することは、域内市場を保護し、さらなる市場分断のリスクを防ぐという目的のもと、EU全域の家庭および企業に対するエネルギー危機の悪影響を軽減・緩和することを意図した措置としての、連帯負担金の例外的かつ一時的な性質の現れである。エネルギー価格の高騰は、全ての加盟国に影響を及ぼしている。しかし、それぞれのエネルギー構成が異なるため、加盟国すべてが同じように影響を受けているわけではなく、脆弱な家庭や企業を保護するために必要な措置を講じる財政的余力が同じようにあるわけでもない。エネルギー市場やバリューチェーンの統合のことを考慮するならば、連帯負担金のようなEUの措置がなければ、域内市場の混乱やさらなる分断のリスクが高く、これがすべての加盟国に不利益をもたらすことになる。エネルギー貧困に取り組み、エネルギー危機の社会的影響に対処すること、特に危機にさらされた産業の労働者を保護することも、加盟国間の連帯の問題である。その効果を最大化するために、連帯負担金の収入の使用は、連帯の精神に基づき、協調的な方法で、欧州連合の財源調達手段を通じて行われるべきである。

(58) 加盟国は特に、エネルギー価格高騰の影響を最も受けやすい家庭や企業を対象とした財政支援策を講じるべきである。そうすれば、エネルギー需要抑制および省エネのための価格インセンティブが維持されるであろう。さらに、最も脆弱で資金繰りに制約のある世帯を対象とすることは、その世帯グループの消費性向が高いことを考慮すれば、非エネルギー財支出を過度にクラウドイングアウトすることを防ぐことで、消費全体にプラスの効果を与えるで

あろう。さらに、連帯負担金の収益は、エネルギー消費の削減を促進するために使用されるべきである。この点で、こうした収入は、例えば需要削減のためのオークションあるいは入札制度や、最終エネルギー消費者の一定量までのエネルギー消費量に対する購入費の引き下げ、あるいは、脆弱な世帯と企業の両方を含む最終エネルギー消費者による自然エネルギーや、エネルギー効率化投資、その他の脱炭素技術への投資の促進を目的として使用されるべきである。連帯負担金からの収入は、エネルギー集約型産業や、そうした産業に依存する地域の企業を財政的に支援するためにも使用されるべきである。肥料産業などのエネルギー集約型産業では、エネルギー価格の高騰によりコストが急騰している。金融支援策は、再生可能エネルギーや、エネルギー効率化、その他の脱炭素技術への投資を条件とすることになっている。さらに、EU がエネルギー分野で自給率を高めるための措置は、特に越境型のプロジェクトに関しては、2022年3月8日の欧州委員会コミュニケーション(communication)「REPowerEU: より安価で安全保障に適い、持続可能なエネルギーのための欧州共同行動 (REPowerEU Joint European Action) 」 および「REPowerEU 計画」で定められた目標に沿った投資によって、サポートされるべきである。

(59) 加盟国はまた、連帯負担金による収入の一部を、雇用保護や労働者の再教育・技能向上への支援など、エネルギー危機の悪影響を軽減することを目的とした措置や、越境型プロジェクトを含むエネルギー効率化や再生可能エネルギーへの投資を促進するための共通資金に割り当てることを決定することも可能である。共通資金は、加盟国間のプロジェクトベースの費用分担と、加盟国が連帯の精神に基づき自発的に収入を欧州連合予算に割り当てて欧州連合の政策手段を通じて資金を供給することの、両方を対象としている。

(60) 加盟国による需要削減目標の達成状況、市場収入キャップの設定、余剰収入の活用、規制価格の適用などの評価には、定期的かつ効果的なモニタリングと欧州委員会への報告が不可欠である。

(61) 加盟国は、それぞれの領域における連帯負担金の適用について、また、連帯負担金の一貫した国内実施を確保するために必要となり得る追加立法を含む国内法体系の変更について、欧州委員会に報告すべきである。

(62) 加盟国はまた、連帯負担金収入の活用について報告しなければならない。特にこれは、加盟国がこの規則で規定されている使用法に沿って収入を支出することを保証するためである。

(63) 加盟国は、同等の国内措置をすでに導入していない限りは、この規則に定められた連帯負担金をそれぞれの領域に導入しなければならない。[かかる同等の]国内措置の目的は、この規則によって設定された連帯負担金の全般的な目的と(すなわちエネルギーの低廉化への貢献と)類似のものとして判断されるものであるべきである。国内措置は、それが原油や天然ガス、石炭、精製部門の活動を対象とし、算定ベースを定め、負担率を定め、国内措置の収入が連帯負担金と同様の目的に使用されることを保証する場合には、連帯負担金と同様の規則に従うものとみなされるべきである。

(64) 連帯負担金とそれを規定する欧州連合の法的枠組みは、エネルギー価格の高騰に伴って欧州連合内で生じている例外的かつ緊急な状況に対処するための、一時的な性格のものであるべきである。連帯負担金は、現在進行中のエネルギー危機が家庭や企業におよぼす有害な影響に対処し、これを緩和するために、2022年と2023年に発生する余剰利益をカバーするために適用されるべきである。通年の財政年度に連帯負担金を適用する際には、関係する企業が妥当な金額の利益を手元に残し、エネルギー危機の影響を緩和するという公益のために、当該期間の余剰利益を使用できるようにすべきである。

(65) 連帯負担金は2022年度と2023年度だけに適用されるべきである。2023年10月15日までに、そして2024年10月15日までに、各加盟国政府が連帯負担金の徴収に

ついで見解を示した場合には、欧州委員会は状況を確認し、理事会に報告書を提出すべきである。

(66) 加盟国がこの規則の適用に、とりわけ一時的連帯負担金の適用に困難を感じた場合、欧州連合条約 (TEU) 第 4 条に基づき、必要に応じて加盟国は欧州委員会に相談すべきである。

(67) TFEU 第 349 条の意味での遠隔地域は、その社会経済構造や物理的特徴から、欧州連合の電力市場との相互接続は不可能である。したがって、ピーク時の総電力消費量の削減と市場収入キャップに関する規定を適用する必要はないはずである。さらに、加盟国は、指令 (EU) 2019/944 に定義された小規模独立系統や小規模接続系統で発電された電力に対して、これらの条項を適用除外できる可能性を有するべきである。さらに、キプロスとマルタはその独特な特徴によって、欧州連合エネルギー市場法規 (acquis) を完全には適用していない。キプロスは欧州横断エネルギー網から完全に隔離されており、マルタは限定的な相互接続しかしていない。これらの加盟国に対して特別な扱いをしても、域内エネルギー市場には限られた影響しか与えないため、キプロスとマルタは、ピーク時の総電力消費量の削減と市場収入キャップに関する規定を自主的に適用できるようにすべきである。さらに、キプロスが市場収入キャップに関する規定の適用を決定した場合にも、電力システムの安定性を確保するため、原油等から発電される電力に市場収入キャップを適用する必要はないはずである。

(68) ガス価格の変動は、電力先物市場で活動するエネルギー企業に対して、特に適切な担保へのアクセスを確保する上で、困難を生じさせている。欧州委員会は、欧州証券市場庁および欧州銀行監督庁と協力して、担保や証拠金の適格性に関する問題や、日中の過度のボラティリティを抑制するために可能な方法について評価を行っている。

(69) さらに、本規則に規定されている措置は、REPowerEU 計画とともに公表された、2022 年 5 月 18 日

の「短期的エネルギー市場介入および電力市場設計の長期的改善に関するコミュニケーション」で発表された、長期市場設計に関する欧州委員会の補完的かつ進行中の作業と整合的なものである。

(70) エネルギー危機の規模や、その社会的・経済的・財政的影響の大きさ、およびできるだけ早く行動する必要性を考慮し、この規則は緊急事項として欧州連合官報に掲載された日の翌日に発効されるべきである。

(71) 本規則で定められた措置の例外的な性質と、特に 2022~23 年の冬季に適用する必要性を考慮すると、本規則の適用は 2023 年 12 月 31 日までとすべきである。

(72) 本規則の目的、すなわちエネルギー価格高騰の影響を緩和するための緊急介入の確立は、加盟国レベルでは十分に達成できず、むしろその規模や効果から、連合レベルでよりよく達成できるものであるため、欧州連合基本条約 (TEU) 第 5 条に定める補完性の原則に従って、連合は措置を採用することができる。同条に定める比例性の原則に従い、この規則は、その目的を達成するために必要な限度を超えるものではない。

[これらによって欧州連合理事会は)、この規則を採択した。

第一章 主題と定義

第 1 条 対象および範囲

この規則は、例外的かつ的を絞った期限付きの措置によって、エネルギー価格高騰の影響を緩和するための緊急介入を確立するものである。これらの措置の目的は、家庭や企業のエネルギーの低廉化に貢献するために、電力消費を削減することと、特定の発電者が受け取る市場収入にキャップを設けそれを最終的な電力需要家に的を絞った形で再分配すること、そして加盟国が家庭消費者と中小企業向

けの電力供給の価格設定に公的介入の手段を適用できるようにすること、および原油や天然ガス、石炭、精製部門で活動する欧州連合の企業や恒久的施設からの義務的・一時的連帯負担金に関するルールを定めることである。

第2条 定義

本規則の目的のために、規則 (EU) 2019/943 の第2条および指令 (EU) 2019/944 の第2条で規定された定義が適用される。さらに、以下の定義も適用される。

(1) 「中小企業(small and medium-sized enterprise)」あるいは「SME」とは、欧州委員会勧告 2003/361/EC^[6]の付属書第2条に定義された企業を意味する。

(2) 「総電力消費量(gross electricity consumption)」とは、加盟国の領域における経済社会活動のための総電力供給量を意味する。

(3) 「参照期間(reference period)」とは、本規則の発効日に先立つ5カ年における11月1日から3月31日までの期間であって、2017年11月1日から2018年3月31日までのあいだに始まる期間である。

(4) 「ピーク時間帯(peak hours)」とは一日のうちで、送電系統運用者（あるいは該当する場合には指名された電力市場運用者）の予測に基づいて、翌日物卸売電力価格が最も高くなるか、総電力消費量が最も大きくなるか、あるいは欧州議会および理事会の指令 (EU) 2018/2001^[7]の第2条(1)にいう再生可能電源以外の電源から発電される電気の総消費量が最も高くなると予想される、個別の時間帯を意味する。

(5) 「市場収入(market revenue)」とは、電力取引が行われる契約の形態（卸売電力市場の変動に対応する電力購入契約 (PPA) その他のヘッジ操作を含み、加盟国によって与えられる支援を除くもの）の如何にかかわらず、欧州連合における電力の販売と引渡しの対価として生産者が受け取る実現収入である。

(6) 「決済(settlement)」とは、一つ以上の決済取引のための取引関係者の義務を果たす上で、電力の発送と受取に応じて、取引関係者の間で受け払いされる支払いである。

(7) 「管轄当局(competent authority)」とは、欧州議会および理事会の規則 (EU) 2019/941^[8]第2条(11)に定義される当局を意味する。

(8) 「仲介者(intermediaries)」とは、他の加盟国に接続されていない加盟島嶼国における、発電機ごとの入札(unit-based bidding)が行われる卸売電力市場において、規制当局が生産者に代わって市場に参加する権限を与えた事業体を意味し、最終電力需要家に直接余剰収入を移転する事業体は除外する。

(9) 「余剰収入(surplus revenues)」とは、電力 1MWh 当たりの生産者の市場収入と、第6条第1項に規定される市場収入キャップとしての電力 1MWh 当たり 180 ユーロとの間の正の差額をいう。

(10) 「廃棄物(waste)」とは、欧州議会および理事会の指令 2008/98/EC^[9]の第3条(1)に定義される、保有者が廃棄する、または廃棄することを意図する、または廃棄を求められる、あらゆる物質または物体を意味する。

(11) 「純輸入依存度(net import dependence)」とは、2021年1月1日から2021年12月31日までの期間の、加盟国における総電力輸入量と総電力輸出量の差の、総発電量に対する割合である。

(12) 「会計年度(fiscal year)」とは、税務年度、暦年、または国内法で定義された税務上のその他の適切な期間を意味する。

(13) 「最終エネルギー消費者(final energy customer)」とは、自ら使用するためにエネルギーを購入する消費者をいう。

(14) 「最終電気消費者」とは、自ら使用するために電気を購入する消費者をいう。

(15) 「欧州連合の企業(union companies)」とは、加盟国に設立された会社で、当該加盟国の税法によれば、当該加盟国における税務上の居住者とみなされ、第三国と締結した二重課税協定の条件により、欧州連合域外の税務上の居住者とはみなされないものをいう。

(16) 「恒久的施設(permanent establishment)」とは、ある加盟国に存在する固定的な事業所であって、外国に設立された企業の事業の全部または一部がその事業所を通じて行われるもので、その事業所の利益がその事業所の存在する加盟国において課税されるものをいう。

(17) 「石油や天然ガス、石炭および精製部門で活動する欧州連合の企業および恒久的施設(Union companies and permanent establishments with activities in the crude petroleum, natural gas, coal and refinery sectors)」とは、欧州議会および理事会の規則(EC) No 1893/2006^[10]で言及されている、石油の抽出、採掘、精製またはコークス炉製品の製造の分野における経済活動から、売上げの少なくとも 75%を生み出す欧州連合の企業または恒久的施設をいう。

(18) 「過剰利益(surplus profits)」とは、原油や天然ガス、石炭および精製部門における活動を行う欧州連合の企業および恒久的施設の段階で行われる活動から生じる、2022 年度と 2023 年度の全期間における国内税法に基づいて決定される課税利益であって、2018 年 1 月 1 日以降に始まる 4 つの会計年度における課税利益の平均値の二割増しを超える増加分を言う。

(19) 「連帯負担金(solidarity contribution)」とは、加盟国や消費者、企業にとっての、エネルギー市場における例外的な価格動向を緩和するために、原油や天然ガス、石炭、精製部門で活動する欧州連合の企業および恒久的施設の過

剰利益に対処することを目的とした、一時的措置を意味する。

(20) 「余剰混雑所得収入(surplus congestion income revenues)」とは、規則(EU) 2019/943 の第 19 条(2)に定める優先目的に沿って混雑所得収入(congestion income revenue)を配分した後で、未使用のまま残る残余収入を意味する。

(21) 「導入された同等の国内措置(enacted equivalent national measure)」とは、2022 年 12 月 31 日までに加盟国が採択し公表した、エネルギーの低廉化に寄与する立法上、規制上、行政上の措置を意味する。

第二章 電力市場に関する措置

第 1 節 需要削減

第 3 条 総電力消費量の削減

1. 加盟国は、毎月の総電力消費量を、参照期間における対応する月の総電力消費量の平均と比較して 10%削減するための措置を、実施するよう努めなければならない。
2. 総電力消費量の削減を計算する際、加盟国は、ガス需要削減目標の達成と化石燃料からの脱却のための一般電化努力に伴う総電力消費量の増加を考慮してもよい。

第 4 条 ピーク時間帯の総電力消費量の削減

1. 各加盟国は、2022 年 12 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間の全時間のうち、少なくとも 10%に相当するピーク時間帯を特定するものとする。
2. 各加盟国は、特定されたピーク時間帯の総電力消費量を削減しなければならない。特定されたピーク時間帯に達成される削減量は、1 時間あたりの平均で少なくとも 5%に達しなければならない。削減目標は、特定されたピーク時間帯の実際の電力消費量と、送電系統運用者が規制当局と協力して予測した電力消費量との差として計算され、本条で定められた目標を達成するために実施された措置の効

果は考慮されないものとする。送電系統運用者の予測には、参照期間の過去のデータを含めることができる。

3. 加盟国は、1 項に規定されたものと異なるピーク時間帯の割合を目標とすることを決定することができる。ただし、ピーク時間帯の少なくとも 3%が対象とされ、そのピーク時間帯において節約されるエネルギーが、1 項および 2 項に規定された条件のもとで節約されるであろうもの以上でなければならない。

第 5 条 需要削減を実現するための施策

加盟国は、第 3 条および第 4 条で定められた目標を達成するために、既に実施されている国内措置の延長を含め、総電力消費量を削減する適切な措置を自由に選択できるものとする。措置は、明確に定義され、透明性があり、適切で、的を射た、非差別的かつ検証可能なものでなければならず、特に以下の条件をすべて満たすものでなければならない。

(a) 〔措置によって〕市場収入に加えて金銭的補償が支払われる場合、その補償額は公開の競争的手続きを通じて設定されるものとする。

(b) 〔措置は〕入札がない場合に予想される当該時間帯の消費量と比較して、消費されなかった追加電力に対して支払われる場合のみ、金銭的補償を伴う。

(c) 〔措置は〕、競争または電力域内市場の適切な機能を不当に歪めないこと。

(d) 〔措置の対象者は〕指令 (EU) 2019/944 の第 17 条に基づき、独立アグリゲーターを含む特定の消費者または消費者グループに不当に制限されないこと。

(e) 〔措置は〕化石燃料の技術を、電気を使った技術に置き換えるプロセスを不当に妨げないこと。

第 2 節 市場収入に上限を設け、余剰収入と余剰混雑所得収入を最終電力需要家に分配することについて

第 6 条 義務的な市場収入キャップ

1. 第 7 条第 1 項に言及された電源による発電から得られる生産者の市場収益は、発電電力量 1MWh あたり最大 180 ユーロを上限とするものとする。

2. 加盟国は、市場収入キャップが、取引が行われる市場の時間帯の如何や、電力が相対取引か集中型市場かのいずれで取引されるかにかかわらず、生産者と、場合によっては生産者に代わって電力卸売市場に参加する仲介者の、すべての市場収入を対象とすることを確実にしなければならない。

3. 加盟国は、第 2 項による生産者の義務の回避を防止するために効果的な措置を講じるものとする。特に、生産者が他の事業者によって、特に垂直統合型事業の一部によって支配されているか、部分的に所有されている場合、市場収入キャップが効果的に適用されるようにしなければならない。

4. 加盟国は、エネルギー取引の決済時に市場収入キャップを適用するか、その後で適用するかを決定するものとする。

5. 欧州委員会は、本条を実施する上で、加盟国に対して指導を行うものとする。

第 7 条 電力事業者への市場収入キャップの適用について

1. 第 6 条に規定する市場収入キャップは、以下の電源から生産される電気の販売によって得られる市場収入に適用されるものとする。

(a) 風力発電

(b) 太陽エネルギー (太陽熱発電、太陽光発電)。

(c) 地熱エネルギー

(d) 貯水池のない水力発電

(e) バイオマス燃料(固体または気体のバイオマス燃料)、ただしバイオメタンは除く

(f) 廃棄物

(g) 原子力

(h) 褐炭

(i) 原油製品

(j) ピート

2. 第 6 条第 1 項に規定される市場収入キャップは、実証事業には適用されず、また第 8 条に基づく加盟国の措置または公共的措置の結果として、生産された電力 1MWh あたりの収入に既に上限が設けられている生産者には適用されないものとする。

3. 加盟国は、特に第 6 条 1 項に規定された市場収入キャ

ップを適用することが大きな行政負担を伴う場合、設備容量 1MW までしか発電設備を有しない発電事業者に市場収入キャップを適用しないことを決定することができる。加盟国は、特に第 6 条 1 項に規定された市場収入キャップを適用することが、CO₂排出量の増加と再生可能エネルギー発電量の減少を招く恐れがある場合、従来型電源をも使用するハイブリッドプラントで生産される電力に市場収入キャップを適用しないことを決定することができる。

4. 加盟国は、市場収入キャップを、バランスエネルギー市場での売電や、再給電(redispatching)および逆取引(countertrading)の補償として得られる収入には適用しないことを決定することができる。

5. 加盟国は市場収入キャップを、第 6 条 (1) に規定する市場収入キャップを超える市場収入の 90%にしか適用しないことを、決定することができる。

6. 生産者や仲介者、関連する市場参加者（あるいは場合によっては系統運用者）は、取引が行われる市場の時間枠に関係なく、また電力が相対取引か同一事業者内か、あるいは集中型市場かのいずれで取引されているかに関係なく、生産された電気とそれに関連する市場収入を含む第 6 条の適用のために必要なすべてのデータを、加盟国の管轄当局に（場合によっては系統運用者と指名電気市場運用者に）提供するものとする。

第 8 条 各加盟国の危機対策

1. 加盟国は、以下のことができる。

(a) 第 7 条 1 項に記載された電源で発電を行う発電者の市場収入や、(電力トレーディングに従事する者を含む)他の市場参加者の市場収入をさらに制限するための(技術間の差別化の可能性を含む)措置を、維持または導入すること。

(b) 第 7 条 1 項に記載された電源で発電を行う生産者の投資費と運営費が、第 6 条 1 項に定められた上限を超える場合に、より高い市場収入キャップを設定すること。

(c) 第 7 条 (1) に言及されていない電源で発電を行う生産者の市場収入を制限する国内措置を、維持または導入すること。

(d) 石炭火力発電による電力の販売から得られる市場収

入に特定の上限を設定すること。

(e) 第 7 条 1 項(d)に言及されていない水力発電設備を市場収入キャップの対象とすること、または(技術間の差別化の可能性を含め)市場収入を更に制限するような措置を維持または導入すること。

2. 第 1 項の措置は〔以下のごとく〕本規則に即して行うものとする。

(a) 比例的かつ非差別的であること。

(b) 投資シグナルを損なわないようにすること。

(c) 投資費と運営費を回収できるようにすること。

(d) 電力卸売市場の機能を歪めないこと、とりわけ卸売市場におけるメリットオーダーと価格形成に影響を与えないこと。

(e) 欧州連合の法律に適合していること。

第 9 条 ゾーンを越える設備容量の配分によって生じる余剰混雑所得収入の分配

1. 混雑所得に関する連合規則の例外として、加盟国はゾーンを越える設備容量の配分から生じる余剰混雑所得収入を、第 10 条に従って、最終電力需要家を支援する措置の財源にあてることができる。

2. 第 1 項に基づく余剰混雑所得収入の使用は、当該加盟国の規制当局の承認を受けるものとする。

3. 加盟国は、関連する国内措置の採択日から 1 ヶ月以内に、第 1 項に基づく余剰混雑所得収入金の使途を、欧州委員会に通知するものとする。

第 10 条 余剰収入の分配

1. 加盟国は、市場収入キャップを適用することによって生じる全ての余剰収入が、最終電力消費者に対する電気料金高騰の影響を緩和するための、最終電力消費者支援のための措置に、対象を絞って使用されることを確保するものとする。

2. 第 1 項の措置は、明確に定義され、透明性があり、比例的で、かつ検証可能でなければならず、また、第 3 条および第 4 条に規定する総電力消費量の削減義務を阻害するものであってはならない。

3. 自国の領域における市場収入キャップの実施から直接

得られる収入や、加盟国間の協定(cross-border agreements)によって間接的に得られる収入が、最終的な電力需要家を適切に支援するには不十分な場合には、加盟国は、同じ目的のために同じ条件で、予算的財源などの他の適切な手段を用いることが許されるものとする。

4. 第1項にいう措置には、例えば、以下のものを含むことができる。

- (a) 需要削減オークションや入札制度などを通じて、電力消費を削減した最終消費者に金銭的補償を与えること。
- (b) 送配電料金の比例的な引き下げを含む、最終的な電力消費者に対する直接的な移転。
- (c) 第13条に基づき、価格設定に加盟国または公的期間が介入した結果、原価割れで顧客に電力を供給しなくなつた供給者に与る補償。
- (d) 最終的な電力消費者の電力購入コストを、(電力消費量の一定量までを対象とすることを含め)引き下げること。
- (e) 最終電力顧客による脱炭素化技術や、再生可能エネルギー、エネルギー効率化投資への投資を促進すること。

第11条 加盟国間の協定

1. 加盟国の純輸入依存度が100%以上である場合、輸入加盟国と主要輸出加盟国の間で、余剰収入を適切に分ち合う協定を2022年12月1日までに締結するものとする。すべての加盟国は、連帯の精神に基づき、(電力トレーディング活動を含む)第8条に基づく加盟国危機対策から生じる収入をもカバーしうる、このような協定を締結することができる。

2. 欧州委員会は、交渉手続を通じて加盟国を支援するとともに、加盟国間のベストプラクティスの交換を奨励し、促進するものとする。

第3節 小売対策

第12条 電力価格設定に対する公的介入を中小企業まで一時的に拡大させること

価格設定への公的介入に関するEU規則の例外として、加盟国は中小企業への電力供給について、価格設定に対する公的介入を実施することができる。そのような公的介入

は以下のようなものでなければならない。

- (a) 受益者の過去5年間の年間消費量を考慮し、需要削減のためのインセンティブを保持すること。
- (b) 指令(EU)2019/944の第5条(4)および(7)に定める条件を遵守すること。
- (c) 場合によっては、本規則の第13条に定める条件を遵守しなければならない。

第13条 電気料金を原価割れの水準に設定する一時的な措置の可能性

価格設定への公的介入に関する欧州連合規則の適用除外として、指令(EU)2019/944の第5条(6)または本規則の第12条に基づき、電力の供給に関する価格設定への公的介入を適用する場合、加盟国は以下の条件をすべて満たすことを条件に、例外的かつ一時的に、原価割れとなる供給価格を設定することが可能である。

- (a) 一定限度までの消費量を対象とし、需要削減のインセンティブを維持するための措置であること。
- (b) 供給者間の差別がないこと。
- (c) 原価割れでの供給に対して供給者が補償を受けられること。
- (d) すべての供給者が同じ基準で原価割れの電力供給価格でのオファーを提示することができること。

第三章 原油や天然ガス、石炭、石油精製部門に関する措置

第14条 最終エネルギー消費者に対する一時的連帯負担金による支援

1. 石油や天然ガス、石炭、精製部門で活動する欧州連合の企業および恒久的施設が生み出す余剰利益は、加盟国が同等の国内措置を制定していない限り、義務的な一時的連帯負担金の対象となるものとする。

2. 加盟国は、制定された同等の国内措置が、本規則に基づく一時的連帯負担金と同様の目的を共有し、同様の規則の対象となり、連帯負担金による推定収入と同等以上の収入を生み出すことを保証するものとする。

3. 加盟国は、2022年12月31日までに、第1項にいう義

務的な一時的連帯負担金を実施する措置を採択し、公表するものとする。

第 15 条 一時的な連帯負担金の算定ベースとなるもの

原油や天然ガス、石炭および精製部門で活動する欧州連合の企業および（単に税務上の連結グループの一部であるものを含む）恒久的施設の一時的連帯負担金は、2022 年度と 2023 年度の全期間における、加盟国の課税ルールに基づいて決定される課税利益が、2018 年 1 月 1 日以降に始まる 4 つの会計年度の、加盟国の課税ルールに基づいて決定される課税利益の平均値の二割増しを超えた部分をベースとして算定する。これらの 4 つの事業年度の課税利益の平均がマイナスの場合、一時的連帯負担金の計算上、平均課税利益はゼロとする。

第 16 条 一時的連帯負担金の計算のための負担

1. 一時的連帯負担金の計算に適用される負担率は、第 15 条で述べた算定ベースの 33%以上でなければならない。
2. 一時的連帯負担金は、加盟国の国内法に沿って適用される通常の税金および賦課金に加えて適用されるものとする。

第 17 条 一時的連帯負担金による収入の使用

1. 加盟国は、一時的連帯負担金による収入を、十分に時宜にかなった効果を及ぼす以下のいずれかの目的に使用するものとする。
 - (a) エネルギー価格高騰の影響を緩和するための、最終エネルギー消費者とりわけ脆弱な家庭を対象とした、的を絞った財政支援策。
 - (b) 需要削減アクションないしは入札制度によるエネルギー消費の削減や、一定量までの消費量に対する最終エネルギー消費者のエネルギー購入費の引き下げ、最終エネルギー消費者による再生可能エネルギーや構造的エネルギー効率化投資その他の脱炭素技術への投資の促進などの、財政支援策。
 - (c) エネルギー集約型産業の企業を支援するための財政支援策。ただし再生可能エネルギーやエネルギー効率化その他の脱炭素技術への投資を条件とすること。

(d) エネルギー自給率を高めるための財政支援策、とりわけ REPowerEU 計画や REPowerEU 欧州共同行動に定められた REPowerEU 目標に沿った投資や、越境型プロジェクトなど。

(e) 加盟国間の連帯の精神に基づき、加盟国は、一時的連帯負担金の収入の一部を、エネルギー危機の悪影響を軽減するための（雇用保護と労働力の再教育・技能向上への支援を含む）措置、あるいは越境型プロジェクトを含むエネルギー効率化と再生可能エネルギーへの投資を促進するための共通融資、あるいは欧州議会および理事会の規則（EU）2018/1999^[11]の 33 条に規定される欧州連合再生可能エネルギー融資機構に割り当てることができる。

2. 第 1 項にいう措置は、明確に定義され、透明性があり、比例的で、非差別的かつ検証可能なものでなければならない。

第 18 条 連帯負担金の一時的性質

本規則に従って加盟国が適用する連帯負担金は、一時的な性質のものである。第 15 条に言及された会計年度に発生した余剰利益にのみ適用されるものとする。

第四章 最終的規定

第 19 条 監視と執行

1. 各加盟国の管轄当局は、自国の領域において第 3 条から第 7 条、第 10 条、第 12 条および第 13 条に言及された措置の実施を監視するものとする。
2. 加盟国は、本規則の発効後できるだけ早く、2022 年 12 月 1 日までに、第 5 条に従って要求される需要削減を達成するために計画された措置および第 11 条に従って締結された加盟国間の協定を、欧州委員会に報告するものとする。
3. 2023 年 1 月 31 日までに、さらに 2023 年 4 月 30 日までに、加盟国は以下の事項を欧州委員会に報告するものとする。
 - (a) 第 3 条および第 4 条の規定により達成された需要の削減ならびに第 5 条の規定によりその減少を達成するために講じられた措置。

- (b) 第 6 条に基づき発生した余剰収入。
- (c) 第 10 条に基づき、電気料金の高騰による最終電力消費者への影響を緩和するために適用される、余剰収入の分配に関する措置。
- (d) 第 12 条および第 13 条で言及された電力供給に関する価格設定のためのあらゆる公的介入。
4. 加盟国は、以下の事項を欧州委員会に報告するものとする。
- (a) 2022 年 12 月 31 日までに、第 14 条に基づく一時的連帯負担金を導入したことについて（どの会計年度に適用するかを含む）。
- (b) それぞれの加盟国の官報に掲載された日から 1 ヶ月以内になされた、当該加盟国の法的枠組みに対するその後の変更について。
- (c) 国内法に従って収入を得た日から 1 ヶ月以内に、第 17 条に従って収入が使用されたことについて。
- (d) 2022 年 12 月 31 日までに、第 14 条にいう制定された同等の国内措置について。加盟国は、これによって生じた収入の金額およびその収入の使用に関する評価を、加盟国が国内法に従って収入を得た日から 1 カ月以内に提供するものとする。

第 20 条 見直し

1. 2023 年 4 月 30 日までに、欧州委員会は、欧州連合における電力供給と電力価格の一般的な状況を考慮して、第二章の見直しを実施し、その見直しの主な結果に関する報告書を理事会に提出するものとする。当該報告書に基づき、欧州委員会は特に経済状況や、欧州連合および個々の加盟国における電力市場の機能状況によって正当化される場合には、本規則の適用期間の延長や、第 6 条 (1) に定める市場収入キャップの水準、および第 7 条 (1) にいう適用対象となる電源の修正などの、第二章の修正を提案することができる。
2. 2023 年 10 月 15 日までに、また 2024 年 10 月 15 日までに、欧州委員会は、化石燃料部門の一般的状況および発生した余剰利益にてらして第三章の見直しを行い、その見直しの主要な結果に関する報告書を理事会に提出する。

第 21 条 適用除外

1. 第 4 条から第 7 条は、欧州連合電力市場と相互接続できない TFEU 第 349 条の意味における遠隔地域には適用されないものとする。
2. 加盟国は、小規模独立型系統あるいは小規模連結系統で発電された電力に対して、第 4 条から第 7 条を適用しないことを決定することができる。
3. 第 4 条から第 7 条は、キプロスおよびマルタには義務付けられないものとする。キプロスが第 4 条から第 7 条までの適用を決定した場合、第 6 条第 1 項は原油製品で発電した電力には適用されないものとする。

第 22 条 発効と適用

1. この規則は、欧州連合の官報に掲載された日の翌日から施行されるものとする。
2. 第 10 条に従って余剰収入の分配を確保し、第 17 条に従って一時的連帯負担金の収入を使用する義務と、第 20 条 (2) にいう報告義務とを損なうことなく、本規則は 2023 年 12 月 31 日まで、以下の条件に従って適用されるものとする。
- (a) 第 4 条は、2022 年 12 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで適用されるものとする。
- (b) 第 5 条および第 10 条は、2022 年 12 月 1 日から適用されるものとする。
- (c) 第 6 条と第 7 条、第 8 条は、2022 年 12 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで適用されるものとする。
- (d) 第 20 条第 2 項の規定は、2024 年 10 月 15 日まで適用されるものとする。

条約に従って、この規則はこの総体として拘束力を有し、加盟国において直接に効力を有するものである。

2022 年 10 月 6 日、ブリュッセルで成立

理事会のために

議長 M. BEK

注釈

[1] エネルギー規制当局の協力のための欧州連合機関(ACER)を設立する 2019 年 6 月 5 日の欧州議会および理事会の規則 (EU) 2019/942 (OJ L 158, 14.6.2019, p.22) .

[2] OJ L 198, 20.7.2006, p.18。

[3] ガスに関する協調的需要削減措置に関する 2022 年 8 月 5 日の理事会規則 (EU) 2022/1369 (OJ L 206, 8.8.2022, p. 1) .

[4] 電力域内市場の共通規則および指令 2012/27/EU の改正に関する 2019 年 6 月 5 日の欧州議会および理事会の指令 (EU) 2019/944 (OJ L 158, 14.6.2019, p.125) .

[5] 電力の域内市場に関する 2019 年 6 月 5 日の欧州議会および理事会の規則 (EU) 2019/943 (OJ L 158, 14.6.2019, p.54)。

[6] 中小企業の定義に関する 2003 年 5 月 6 日の欧州委員会勧告 2003/361/EC(OJ L 124, 20.5.2003, p.36).

[7] 再生可能資源からのエネルギー利用の促進に関する 2018 年 12 月 11 日の欧州議会および理事会の指令 (EU) 2018/2001 (OJ L 328, 21.12.2018, p.82) .

[8] 電力セクターにおけるリスク対策と指令 2005/89/EC の廃止に関する 2019 年 6 月 5 日の欧州議会と理事会の規則 (EU) 2019/941 (OJ L 158, 14.6.2019, p.1) .

[9] 廃棄物および特定の指令の廃止に関する 2008 年 11 月 19 日の欧州議会および理事会の指令 2008/98/EC(OJ L 312, 22.11.2008, p.3).

[10] 経済活動の統計的分類 NACE Revision 2 を確立し、理事会規則 (EEC) No 3037/90 および特定の統計領域に関する特定の EC 規則を修正する 2006 年 12 月 20 日の欧州議会および理事会の規則 (EC) No1893/2006 (OJ L 393, 30.12.2006, p. 1) .

[11] エネルギー同盟のガバナンスと気候行動に関する 2018 年 12 月 11 日の欧州議会と理事会の規則(EU) 2018/1999、欧州議会と理事会の規則 (EC) No 663/2009 と (EC) No 715/2009、指令 94/22/EC を修正するものである。98/70/EC、2009/31/EC、2009/73/EC、2010/31/EU、2012/27/EU、2013/30/EU、欧州議会および理事会指令 2009/119/EC および (EU) 2015/652、欧州議会および理事会の規則 (EU) No 525/2013 を廃止する (OJ L 328, 21.12.2018, p. 1).